



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	活動報告
Citation	新世代法政策学研究, 5, 405-427
Issue Date	2010-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43727
Type	other
File Information	5_405-427.pdf



活動報告

(1) GCOE全体研究会

日 時	報告内容
平成21年 9月26日(土) 14:00～17:30	<p>井上 達夫（東京大学大学院法学政治学研究科教授） 「立法学の現代的再編に向けて」 法理論研究会共催</p> <p>本研究会では、まず井上氏が「立法学の現代的再編に向けて」という題目の下で講演を行った。第一に、立法システムの基盤変動が生じつつあるという現実の状況が確認された。ここでは、立法実務に関して、従来指摘されていた立法イモビリズムから、立法インフレという状況へと急速に変化しており、この変化が両義性を持つことが確認された。そのため、立法を産出する統治システム全体の規範的構想が必要とされていることが指摘された。他方で、議会民主政の基盤に関しても、中間共同体の（外的）専制という特徴を示していた「55年体制」が近年大きく揺らぎつつあるが、井上氏が評価する「批判的民主主義」の可能性が必ずしも保障されたものではないことが指摘された。</p> <p>第二に、知的状況として、法哲学における法実証主義をめぐる議論の展開とその含意が確認された。立法による社会改革へのコミットメントを忘却することに陥った法実証主義の「認識論的展開」に対して、近年では法実証主義ルネサンスが生じていることが確認された。この法実証主義内部の論争の結果として、司法中心主義への反省と、立法システムの規範的改善構想を進展させる必要性に関する自覚が広まっていることが指摘された。言い換えれば、規範的法実証主義の枠を越えた「立法理学（legisprudence）」が新たに台頭しつつあるといえる。</p> <p>第三に、上記の現実的状況および知的状況から生まれた「立法理学」運動の課題が検討された。まず、第一の課題として、立法の正当性をめぐる正義構想が分裂するという現状において、立法の「正当性」と「正統性」の複眼的探求が必要となっていることが指摘された。具体的には、法の支配と立憲主義の理念の再定位や立憲民主主義体制の規範的モデルの構築が必要とされている。第二の課題として、立法過程の答責性の確保・強化の必要性が指摘された。具体的には、アカウントビリティ概念を「答責性」を指すものとして再編・強化していく一方で、立法システムの諸側面の制度改革が必要とされている。そして、第三の課題として、立法の合理性保障と謙抑性保障の必要性が指摘された。具体的には、立法の失敗の可能性を踏まえ、ポパー的な試行錯誤的学習に基づく法の進化的発展とい</p>

	<p>う観点が重要となることが示された。そして、立法の答責性保障が、立法の正統性保障および合理性保障・謙抑性保障へとつながることが示唆された。</p> <p>後半は、フロアからの質問を受け付け、ディスカッションを行うことによって、さらに議論が深められた。井上氏の枠組における司法や行政の役割、これまでの研究との関連性など、様々な論点が提示され、白熱した討論が繰り広げられた。</p> <p>井上氏の報告はとても刺激的であり、法律学・政治学を学ぶものにとって、本研究会は、複雑化し流動化する現代社会において立法・行政・司法が果たすべき役割を原理的なレベルから再考し、多元分散的な新たな秩序構想を描くための有意義な機会になったといえる。(文責：加藤雅俊)</p>
平成21年 11月28日(土) 14:00～16:57	<p>大橋 洋一 (学習院大学教授) 「法政策学について」</p> <p>行政法の研究者として行政法学のあるべき役割についての意識を持ち続けてきた報告者にとっては、これまで、実定法解釈学としての領域に偏し、実際の問題を法律化していく法形成機能に関心が向けられず、これが体系化されてこなかったことが大きな問題として意識されており、これが行政法研究者として法政策学を論じる誘因となっている。本報告は、したがって、既存の行政法学が、公共セクターに現実に生じている諸課題に対してより適切有効に対処しうるよう、その体系を組み替えるためのつぶさな検証と、そこから導き出される試論の性格を帯びるものである。報告では、まず、法政策学の基本的特色をいくつか挙げて問題意識の共有化を図った上で、法政策学構築のための観点が、具体的な問題を例に挙げながら、その解決の方向性を示すかたちで提示された。</p> <p>基本的特色として示されるのは、統治者から生活者へ、あるいは、裁断・決定志向から対話・配慮志向へ、といった視点の置き方、現代行政における契約的手法の多用化など、従来型の法分野峻別論を排した「法を使う」という姿勢、通達や行政指導を重用し、法を執行するという意識に乏しい現場実務の実態を視野に入れた制度設計、完璧を志向したモデル主義から離脱し、進化論や撤退論を念頭に置いた、美しくはないが問題解決志向型の実験思考などである。</p> <p>これらを踏まえ、まず、規制から制御へという視点の転換が説かれる。平等や権限濫用など、従来型の規制基準はその実効性を失い、現代では、公私協働や透明性、説明責任といった原則が執行過程を規律している。一方で、意味がないとされる民事不介入原則などが、現場では未だに生き続けており、国のモデル基準を引き写しただけのものでよしとするなど、思考停止状態も見られる。これら論理や</p>

	<p>モデルでは解けない現実に対し、制御と誘導の手法を用いた、「きれいではない解決」への志向が提案される。</p> <p>次に、これまで法律学においては忌避されてきた実験的手法を評価する視点への転換が提示される。比較法や法制史も、広い意味では実験といえるのであり、また、社会実験自体も、現代では受容されつつある、とする。いわゆるザル法や死文化した条文は、執行過程を視野に入れた、前提としての社会学的考察の欠落から生まれるとし、フィードバックの観点が不可欠であるとする。紛争が生じる場所には制度不全がある、との認識を基に、そこでは、公共政策裁判など、司法をも取り込んだ政策の見直しサイクルが描かれる。また、当然ながら、立法の役割も強く意識されている。基本法による大綱政策の提示、見直し規定や時限立法の存在など、現行法制にも実験的要素を見出すとともに、先駆的条例にも社会実験としての性質、役割がある、との見方が示される。</p> <p>さらに、特定の行政組織の設置は、それに関する一定の中・長期的な政策遂行の宣言と見ることができ、その意味で、行政計画と行政組織とは、相当程度代替的である、として、組織法の再評価を提案する。また、行政計画の司法審査のあり方にも目を向け、複合的利害を調整し将来への一定の方向付けを示すという計画の性質には、一回限りの裁断型の審査は適合しない、として、計画都市法の対話型審査を提唱する。最後に、最高裁H14.7.9宝塚市パチンコ店建築規制条例事件判決を引き、法の執行における実効性確保のための立法改革に言及された。</p> <p>多岐にわたる現代的課題への認識を背景にした報告に対して、さまざまな観点から質疑がなされたが、中でも、フィードバックの考え方を基にした実験思考に対して、強い関心が寄せられた。体系化への見通しや他分野への応用といった視点からなされた質疑に対し、報告者からは、これまで視野に入れてこなかった法執行現場の環境や能力、あるいは、そこにおける法執行の作法を作っていくことを志向しており、これまでの体系とは別のものを作り出すというよりは、これを解体して作り替えていくものと考えていること、また、同様の視点に立てば、他分野においても、実験的法制度はこれまでも存在する可能性が示された。それは、小さな特異分野から発生して伝播する性質がある、ともされる。また、実験が可能な法律の条件に議論が及び、法律が全国一律に適用されることを考えれば、間違った使われ方をされる可能性が低く、原状回復可能性が大きいものがそれに該るのではないかと、との見方が示された。</p> <p>一方、制御の視点に対しても関心が向けられ、報告者はこれに対して、組織法の重要性を強調する。組織の作り方が法執行に及ぼす</p>
--	---

	<p>影響の大きさに目を向けるとともに、法定主義がとられて法がコントロールできる分野でありながら、これまで関心が向けられてこなかった点を批判する。規制手法以外に拡大した行政分野は、もはや最低限のレベルの保障ではなく、よりよいクオリティを実現することが目的となるのであり、組織や手続がより重要な役割を果たす、とする。制御の観念は、行政学でいうところのガバナンスとは異なる概念であるとしながらも、自己解決志向の行政不服審査法改正など、自律的な仕組みを作っていこうという面については評価する。</p> <p>その他、行政評価の付随的必要性を認めながらも、現行制度にとられるべきではない、とし、また、直接民主制の裏腹としての議会の役割論に対しては、それによって参加を否定するべきではなく、議会自身が主体的にその存在意義を示すべきである、とされた。(文責：山本寛英)</p>
--	--

(2) 国際学術交流

日時	報告内容
平成21年 9月19日(土) 13:30~18:10	<p>葉 俊栄 (国立台湾大学法律学系教授) 「環境アセスメントにおける市民訴訟」 体制転換と法研究会共催</p> <p>このワークショップは、合計4人の報告者およびコメンテーターから講演とコメントをいただいた。</p> <p>第一報告では、台湾大学の葉俊栄教授から台湾における環境訴訟の現状についてご報告いただいた。台湾ではいくつかの環境保護に関連する法律が「市民訴訟」を認めている。この条項により、環境関係の立法を行政が適切に履行しない(執行を怠る)場合などに、直接に被害を受けていない市民が、法の適切な執行を求めて司法に訴え出ることができる。この種の条項には、その成立前から、濫訴を誘発するものであり、結果としてかえって環境意識に悪い影響を与えたとの批判がなされている。報告者は、台湾におけるこれまでの「市民訴訟」を検討した上で、現実に濫訴は生じていないこと、また訴訟には様々な現実の負担が伴うことから、濫訴の可能性が極めて低いことを指摘し、濫訴に対する懸念は杞憂にすぎないと断じる。報告者は、環境問題に関する「市民訴訟」の導入は、市民間における環境意識の醸成に役立つ有意義な制度であると結論づけている。</p> <p>王 燦発 (中国政法大学民商経済法学院教授・同環境資源法研究所所長) 「市民の環境権の保護および環境保護促進に対する環境訴訟の役割—裁判例を素材として—」</p>

	<p>第2報告では中国政法大学の王燦発教授から中国における環境訴訟の現状についてご報告いただいた。中国では急速な経済発展の裏で、様々な公害問題が発生している。報告では、まず政法大学公害被害者法律援助センターが訴訟を支援した典型的な環境訴訟事例が紹介された。続いて環境訴訟が中国社会において果たしている役割が五つに分類されて説明された。一つは、被害者の権利保護。二つ目には、裁判所で救済を与えられるならば、被害者がデモなどの騒擾行為に訴えなくともよいという意味で社会的安定の保持。三つ目には、企業が汚染を発生させることに対する抑止。四つ目には、行政による適切な法執行の監督機能。そして最後に公衆の環境意識の向上である。続いて、中国の環境訴訟が抱える課題について、弁護士および裁判官の環境法に対する素養の欠如、訴訟援助の不足、政治的に微妙な問題には裁判所が訴訟を受理しないことが多いことなどが説明された。報告者は、問題点の解決策として、指導者層の環境訴訟に対する認識の向上、環境問題を専門にする環境法廷の設置、弁護士および裁判官に対する環境法の研修、環境訴訟に関する特別法の制定を提言して報告を終えている。</p> <p>櫻井 次郎 (名古屋大学大学院国際開発研究科助教) 「コメント：中国環境法の立場から」</p> <p>二つの報告に対して、名古屋大学の櫻井助教より次のようなコメントと質問が寄せられた。まず中国法に関して、環境規制が抱える問題点と、環境民事訴訟における不法行為の成立要件に関して整理いただいた後で、王教授に対して、中国の最高人民法院が不法行為の成立要件に関してどのような立場に立っているのかについて質問が提起された。続いて台湾の葉教授に対して、台湾の環境アセスメント法に対する葉教授の見解を問う質問、台湾における環境団体の活動と台湾の政治情勢の関係について、そして最後に台湾の環境NGOにおける公害被害者の救済を目的として活動するNGOの存在の有無について質問が提起された。</p> <p>亙理 格 (北海道大学大学院法学研究科教授) 「コメント：行政法の立場から」</p> <p>二つの報告に対し、本学の亙理教授より次のようなコメントと質問が寄せられた。まずは環境訴訟の果たす社会的な役割について、社会の安定化機能を持つのではないかと亙理教授の見解が示され、その点についての報告者の見解を問う質問が提起された。続いて環境訴訟の訴訟目的について行政に行為を義務づける訴訟の活用例があるのか質問が提起された。続いて王教授に対して、中国の人民法院における環境法廷に関し、どのような訴訟が対象となってい</p>
--	--

	<p>るのか、環境保護団体なども訴訟を提起できるのか、という点について質問が提起された。最後に葉教授に対して、日本において「市民訴訟」を導入する場合、権利基底的な考え方を取る日本法に照らしてどのような問題が生じうるのかについて、報告者の見解を伺う質問が提起された。(文責：坂田雅夫)</p>
<p>平成21年 9月25日(金) 13:00～18:15</p>	<p>Hans Christian Röhl (コンスタンツ大学公法正教授) 「Gesetz und Gesetzgeber im ausdifferenzierten und globalisierten Staat (相対化・グローバル化時代における国家の法律と立法者の位置づけ)」 公法研究会・科学研究費補助金基盤研究(A)「ネットワーク社会における都市空間のガバナンス—新たな実定法パラダイムの構築」共催 本シンポジウムは、ドイツ法学において肯定的に論じられることの多い法律及び立法者に対し、他の法秩序の下では批判的に論じられやすいことを踏まえ、その差異を生じさせているものが何かを明らかにしようという問題関心から企画された。報告では、その手がかりを、法秩序をめぐる近年のグローバル化及び多元化(原語は“Ausdifferenzierung”であり、本シンポジウムの中でも他に「相対化」「細分化」等と訳されているが、本記録報告の中では差し当たり「多元化」としておく)に求め、法律及び立法者の役割を論じるものである。</p> <p>ここでいう「立法者」とは、国民国家における議会を意味しており、欧州連合の立法者は含まないが、国内的には、議会に尽きるものではなく、より複合的な構成体を想定している。</p> <p>法律及び立法者に突きつけられた第一の課題として、グローバル化という状況変化がある。とくに、欧州連合の一員としてのドイツにとって、このことは重要である。外交事項、なかんずく、条約の交渉締結が執行府の領域にあるということにより、ここにおける議会の本質的役割は排除され得るものではなく、議会にもその果たすべき役割が期待される。ただし、議会が、批准手続等の段階で事後的に条約内容の修正を行い得るわけではなく、むしろ、基本法23条3項に基づく態度表明などによるより強力な事前関与に、その役割の方向性を見出だそうとする。</p> <p>また、グローバル化に関しては、国際機関による基準設定という局面でも問題となり得る。国際機関の設定した基準が、国内法として受容されることが容易化するなど、法的にも重要性を増すにつれ、民主主義原理から、その設定行為の構造への要請も高まる。具体的には、設定手続の透明性、利益考慮の公平性、及び、知識の専門性などである。また、国際的規範についても、国内法と同様、民主主義が時限的支配であることに照らせば、その見直し可能性が求められる。</p>

	<p>れる。さらに、議論への参加そのものに加え、多様で拡散した利益を、如何に基準に反映するかも課題である。</p> <p>一方、多元化という状況変化も、法律及び立法者が直面する課題となっている。ここでは、金融市場のように、複雑で絶えず動的な経済状況に対する規制や、遺伝子技術のように、その利用によってもたらされる結果が、立法者において経験的に確知できないような先端的専門分野に対する規制が、例として挙げられる。このような場合、事前確定された決定プログラムを規範化するという古典的な法律は、状況の処理に適切ではなく、より複雑な手続的規制が志向されるべきである。被規制者を含めた多様な主体とのコミュニケーション過程による協働的な知識の産出と柔軟な決定システムが必要となる。法は、予期の安定性と平等取扱の保障という任務を果たすことができず、法律とその適用との間における中間的な具体化基準が必要となる。しかしこれは、法律の意義喪失ではなく、規律技術の変容と見るべきである。</p> <p>したがって、法律の任務は、予測の詳細な規制から、公益適合的な権力行使を担保し得る組織的手配に移行するものであり、これにより、決定主体の中立性と利害の平等な考慮を保ち、権力手段の私的利害関係者による篡奪を避けなければならない。したがって、議会制定法律は、依然として、国家活動の民主的正当化と個人の法的地位を保障するための不可欠の手段であり、公共的討議と一般的公表に基づく高い透明性により、行為連関の構造化に適した手段である、といえる。</p> <p>最後に、法律の質確保に関するコントロールのメカニズムについても、論及された。この点につき報告者は、立法企図に随伴し法案の法体系への適合化を行う専門省庁である司法省の存在、連邦議会自身の「作業する議会」としての性質、及び、行政統制機能を縮減し立法機能に特化した性質、ラント執行府の代表者により行政の専門知識の投入を可能としている連邦参議院の構成、そして、憲法裁判権の存在による立法者に対する基本権尊重の事実上の強制を挙げる。</p> <p>法律及び立法者は、上記のような状況変化の下でも非代替的な存在であり、その任務に適合するように立法者の活動手段を規定することが法学の任務である、として報告が結ばれた。</p> <p>原田 大樹 (九州大学大学院法学研究院准教授) 「相対化・グローバル化時代における国家の法律と立法者の位置づけ—日本法の観点から」 テーマに対し、日本法の観点から報告がなされた。報告は、法律及び立法者の相対化に対してその新しい役割を提示することと、「法</p>
--	---

<p>と経済学」の立場から立法の質と立法の合理性の担保策を提示することを課題として行われた。</p> <p>まず、多元化された社会においても、依然として民間による規範策定も国家の影響下におかれ、かつ、国家が最終的な執行手段を独占していることを確認した後、多元的な主体による規範策定にも一定の実体的・手続的条件を要求することにより、むしろ、法律の社会に対する制御能力が高まる可能性を指摘する。</p> <p>さらに、立法の質の確保の問題について、近時においても憲法上疑義のある立法例の存在することが示された後、立法過程を4段階に分けるモデルにおいて、「立法事実の確定」や「政策目的の決定」の前2段階においては経済学などの隣接諸科学の役割が大きいのに対し、「政策手法の選択」「法制度の設計」といった後2段階においては法律学の寄与が期待できるとし、そのための評価基準の明確化が必要であるとする。民主政における事後変更の可能性を前提とすうえで、具体的な基準として、立法の概観可能性や、立法への理由提示要請及び参加可能性の確保、基本権に対する侵害可能性などが挙げられた。</p> <p>また、立法者に対する制御という課題にも立ち入り、より新しい意味での法の一般原則や多様な行為形式を包括した組合せとしての政策手法論、立法を制約しあるいは促進する基本権の役割といった実体的な制御の他、立法手続に立ち入った司法統制や立法過程への市民参加といった手続的制御、事後評価機関などの組織的制御の可能性が示された。</p> <p>全体を通じ、法律や法律学の特性を踏まえた独自の役割を探索する視点から、報告がなされたものである。</p>
<p>藤谷 武史（北海道大学大学院法学研究科准教授） 「相対化・グローバル化時代における国家の法律と立法者の位置づけーアメリカ法の観点から」</p> <p>テーマに対し、アメリカ法の視点から報告がなされた。前二者の報告を受けて、法律及び立法者を取り巻く状況についてはアメリカにおける類似性を認めるものの、問題の把握のしかたについてはむしろその相異点を意識する。ルール報告にもあったように、行政の長が直接選挙されることにより、立法者に中心的地位が与えられてこなかった制度事情があり、法律及び立法者は本来的に相対化されている、とする。さらに、アメリカ法学における隣接諸科学の導入を論ずるには、このことを踏まえた理解が必要であるとする。</p> <p>アメリカ法においては、上記の権力分立原理の他、連邦制やコモンローとの関係においても、立法者は相対化された地位にある。立法過程における行政権による拒否権の存在に加え、司法判例によ</p>

<p>て議会拒否権が排除されるなど、このような立法府の相対性は現実的であり、また、コモンローの基底性が前提とされる以上、法律文言の曖昧さに対しても、立法の不存在という事実状態に対しても、これらについての立法者の意思を付度する解釈態度が是とされるのであって、ここに大陸法との大きな差異が存在する、とする。</p> <p>一方、立法の質に関する議論については、これまでの規制観の変遷を見たらうえで、アメリカ法固有の制度環境が法律学への隣接諸科学の内在化を導いたとの仮説を示す。立法の質を論じるに当たっては、「良き立法」の中身の構構が必要であるとともに、隣接諸科学を内在化することにより何らかの規範的価値を立法者に割り当てることに成功したとしても、それを如何に実現するのか、そのための制度配置は如何になされるべきか、といった問いが生じる、とする。その上で何が具体的問題との関係で望ましい立法政策かが論じられて初めて、法律学が社会との関係において立法の質を確保するための枠組みを設定しうる、とする。</p>
<p>討論</p> <p>立法過程実務の比較を通じた各国制度の相互理解が図られた後、立法の質や合理性といったものとのらえ方に関する議論や、立法をめぐる権限の制度的配置に関する議論などがなされ、また、原田准教授が示した立法過程の4段階モデルをめぐっても異論が示されるなど、活発な議論が行われた。</p> <p>立法過程において、議会以外に官僚機構や法制機関が果たす役割について、主として日独の差異が詳細に論じられるとともに、それらに対する評価についても議論が及んだ。</p> <p>立法の合理性については、事前確定的な解が存在するわけではない、という点に共通理解が見られ、立法という作用を行う枠組みのとのらえ方の再構築や、これを踏まえたうえでの手続的統制に解を見出そうという志向が見られたように思われる。</p> <p>さらに、司法による法律の事後審査機能にも話題が及び、法解釈と法創造の相互の外延についても、制度的背景が影響を及ぼしていることが明らかになった。</p> <p>原田4段階モデルについて、経済学の立場からは、後2段階における立法過程への寄与をむしろ志向している旨の指摘がなされ、モデルにおいて示された法律学における見方との融合が図られるべき、との方向性が認識された。</p> <p>国際化や多元化という状況にあつて、法律や立法者をどうコントロールするのかがますます重要になっているとの共通認識の下で、法律学が明らかにすべき課題の鮮明化に寄与することとなったシンポジウムであった。（文責：山本寛英）</p>

<p>平成21年 9月27日(日) 13:30～17:10</p>	<p>原田 大樹 (九州大学准教授・コンスタンツ大学客員教授) 「多層的システムと行政法学——日本法の観点から」 科学研究費補助金基盤研究(A)「ネットワーク社会における都市空間のガバナンス——新たな実定法パラダイムの構築」共催 いわゆるグローバル化や民間化に伴って、統一的公的部門としての国家の役割の相対化が進展しつつあることを前提的認識として、新たな多層的システムにおける国家の役割を、ガバナンス論の視点を活用することにより提示しようとする報告であった。 そうした多層的システムにおける国家の役割は、まず、公法原理を国家以外の公的任務遂行主体にも段階的に適用することであり、次に、国家、国際機構、自治組織(地方自治体、その他の作用特定の自治組織)、その他の公的任務遂行主体、そして一般の私人などの多様な主体間での動的な調整過程を規律する原則を提示することであるとした。そして、特に後者の動的調整機能を担う諸ルールが、規範定立段階の任務配分ルール・任務委任ルール・政策調整ルール、そして執行段階の執行監督ルール・執行協力ルール・司法調整ルールなどに整理して、その具体例が提示された。</p>
	<p>藤谷 武史 (北海道大学准教授) 「多層的システムと行政法学——アメリカ法の観点から」 現代社会の多元化にかかわるアメリカ行政法における応接として、New GovernanceとGlobal Administrative Lawをめぐる理論動向を紹介・検討する報告であった。 前者のNew Governanceと呼ばれる議論は、伝統的な規制的手法の限界を克服するものとしての参加・協働(交渉)、分権・授権、新たな知識への開放性など、国内的な多元化・細分化に対応したものである。 本報告の主眼は、後者のGlobal Administrative Lawにあり、そこでは、WTO、NAFTA、IMFなどの国際条約を基礎としたレジーム、各国規制当局の共同規範策定、国内基準の相互認証などの国家を越えたグローバルな規範形成が進み、それが国内法秩序に直接的に影響を及ぼすことが主題として取り上げられている。そうした国際的規範形成の国内へのダイレクトな影響が、伝統的な民主制論と緊張関係にあることがアメリカでは強く意識され、国内法における行政手続や司法審査によって対応がなされる他、新たなGlobal Governanceを追究するGlobal Administrative Lawという学問運動も勃興してきており、そのことが、その内容と共に紹介された。</p>
	<p>Hans Christian Röhl (コンスタンツ大学教授) 「多層型システムにおける行政法学 (Verwaltungsrechtswissenschaft</p>

	<p>im Mehrebenensystem) 」 本報告は、多元化の各諸相の中で、もっぱらグローバル化の相から、ドイツ行政法学の直面している課題、すなわち国際法・ヨーロッパ法・国内法という諸層への分節の下での規範設定、行政決定、権利救済のあり方を検討するものであった。 まず、多層的システムのあり方を規定する諸国における基本的思考をフランス、イギリス、日本、ドイツの諸国を取り上げて検討した上で、ドイツ行政法学の思考の特徴であり長所は、憲法を方法上の中核的なものとしてきたことであることを確認する。こうした思考の延長上に、ヨーロッパ憲法、超国家的憲法という構想も意味的な展望として提示される。 次に、こうした多層的システムのあり方に取り組み視点として、制御学(Steuerungswissenschaft)とガバナンスの二つを取り上げて紹介・検討した上で、上述のような多層的システムがドイツ行政法につきつける諸問題が考察される。規範定立段階では、金融市場監視に関する国際的基準設定とその実施法律、ヨーロッパ委員会における執行基準が例として挙げられ、行政決定については、国内行政における連邦制とヨーロッパレベルの行政連合(Verwaltungsbund)が検討の対象となった。最後に、権利救済の問題については、ドイツ国内法上の権利救済は統一的であるが(非分離型)、ヨーロッパ共同体では、訴訟の対象に応じて各層で厳格に分離されていること(分離型)、そしてそうした分離型裁判権における権利救済にかかわる諸問題が紹介された。(文責：人見剛)</p>
<p>平成21年 11月20日(金) 14:00～18:00</p>	<p>Michel Grimaldi (パリ第2大学教授) 「フランス社会の変容と民法典改正」 民法法研究会共催 1. フランス社会は、この数十年間に、高齢化等の社会構成員の変容、EUの誕生のような政治的変容、経済的変容、法のインフレーションに見られる法的変容、道徳的変容が見られるところ、かような変容を受けて、法構造体における民法典はどのような位置にあるか、とりわけ民法典改正への影響について報告が為された。 2. フランス民法典改正においては、フランス社会の変容を、第一に、市民の人格的・家族的生活を場面として、第二に、市民の経済的生活を場面として、それぞれに次のように反映させたとする。 (1) 人格的・家族的生活の場面においては、個人主義的願望の充足が、それよりも上位利益の保持、例えば、自由、平等、意思の支配という要請によって限界付けが為されるという基本構造となっていることに注意が必要である。例えば、婚姻関係を規律する法においては、一方で、カップルには、複数の家族モデル(婚姻、バックス、</p>

	<p>内縁)の中から選択する「自由」が与えられると同時に、他方で、婚姻、パックス、内縁との間に法による保護の差を設けて婚姻をパックスよりも上位に位置づけることにより、家族的価値の保存という「国家的一体性」、「アイデンティティ」の維持という上位利益による限界付けを行っている。</p> <p>(2) 経済的生活の場面においては、2006年の担保法改正を除いて現在においてもまだ進行中と言えるが、ここでは、「経済的効率性」と「社会的正義」の要請をいかに両立させるかという問題の下にある。例えば、契約法の改正草案においては、基本的債務の不履行が明らかであるときは履行期前における一方的解除を認めるとされているが、これは経済的効率性からの要請であると理解できる。他方、同じく改正草案における事情変更に基づく再交渉義務の創出は、「誠実性 (de bonne foi)」の要請によるものであり、これは社会的正義の配慮から要請されたものであると理解できる。また、契約法における社会的正義の要請の反映として、「人」概念につき「分化」が図られていることが重要である。</p> <p>3. 以上の報告を受けて質疑においては、死後委任と遺留分の関係等について活発な議論が為された。(文責：牧佐智代)</p>
<p>平成21年 11月24日(火) 15:00~18:00</p>	<p>Michel Grimaldi (パリ第2大学教授) 「フランス社会の変容と民法典の改正」 名古屋大学法学部共催</p> <p>本報告は、都市化・高齢化、EU統合、立法・判例のインフレ、個人主義の風潮等様々な要因によって変容するフランス社会における民法典の位置につき、「人および家庭生活」と「経済生活」の2つの観点から、主としてこれまでになされた民法典改正および現在提示されている改正草案を素材として検討するものである。検討に当たって、報告者は民法典の「外」での法典、立法、判例の増加による「民法の拡散」、およびEU判例や条約によってもたらされる「民法法源の国際化」が民法典の位置を脅かす危険性について、必ずしも誇張されるべきではないとする。なぜなら、民法典は基本法たる法典であり続けるのであり、また、民法典の規定がEU裁判所によって否定された場合は稀であるからである。もっとも、フランス社会の変容によって民法典改正が不可避なものとなってきたことは否定できず、現在に至るまでフランスは民法典の段階的継続的な改正を行ってきた。具体的には、まず、「人および家庭生活」の法領域については、既にこれまでも大規模な改正が幾度となくなされており、その結果、1804年の民法典に存在した男性の至上権は剥奪され、また、人の法領域についても人体や人格に関する規定など医学の発展を反映した新たな規定が盛り込まれてきた。これらの改正を特徴付ける</p>

	<p>理念として、「平等」、「自由」、「意思の支配」という名の下に法的に正当化された個人主義的願望の充足があげられる。PACSの制定などによる家族モデルの選択の自由の付与や、夫婦間、子の間の平等はその現れである。しかし、道徳的・社会的価値を維持し、ひいてはフランス国民の一体性を維持するという観点から、人体の不可処分性や同性のカップル間での婚姻や養子縁組の禁止など、実体規範による個人主義の制約や、形式的手続の徹底による本人保護など、一般利益による個人主義への限界付けもみられる。次に、「経済生活」の法領域については、近時、経済的効率性の要請から民法典の改正が提案され、その一部が実現されている。具体的には、契約の一方的解除に関する債務法改正草案の規定や時効期間の短縮にみられる「迅速性」の要請、枠契約における価格の一方的決定などにみられる「契約の均衡」、死後委任などによる「企業維持のための配慮」がその現れである。もっとも、経済的効率性の要請に対しては、社会的正義の実現という別の要請からのブレーキがかけられることもある。すなわち、民法における事業者・消費者といった個人の性質の考慮はもちろん、所有権行使に付与された一定の制約、さらにはより顕著なものとして自動車事故、欠陥責任分野の立法等にみられる民事責任法の変容など、社会的正義への配慮がフランス民法においても重要な役割をはたしている。</p> <p>以上の報告を通じて、報告者は、民法典が、フランス社会が重視し、フランス文化が刻印されているところの「均衡」を反映しているとする。具体的には、「人および家庭生活」、「経済生活」の両面において、一方で各人の個人主義的願望、他方で社会集団のアイデンティティと一貫性の保持にとって必要な道徳的・社会的・集団的な利益が考慮されているが、これらの双方を両立させるべきであるとみる。</p> <p>報告後、フランス社会の様々な変容から民法典改正について論じたダイナミックな報告に触発された参加者全体によって、EU統合等の政治的問題と民法典との関係から、フランスの家族法改正がもたらした家族関係の変容、債務法改正やEU契約法の行方などフランス法の現状と今後の展望に至るまで多岐にわたる活発な議論がなされた。(文責：大澤彩)</p>
--	--

(3) 環境法政策研究会

日時	報告内容
<p>平成21年 9月12日(土) 14:00~17:30</p>	<p>大村 謙二郎 (筑波大学大学院システム情報工学研究科教授) 「ドイツの都市計画契約—公民連携時代の都市計画を考える」 科学研究費補助金基盤研究(A)「ネットワーク社会における都市空</p>

<p>間のガバナンス—新たな実定法パラダイムの構築」主催</p> <p>近年、都市計画の概念が、ハードウェアとしての都市建設から、ソフトウェアとしての都市運営を含めたものに変容しているのは、世界的な潮流である。このような局面では、画一的な官主導の都市計画には限界があり、公民連携による柔軟できめ細かな対応が必要となる。この点、ドイツにおいては、早くから都市計画契約制度が採用されて一定の成果を挙げていると言われており、この制度の研究にいち早く着手され具体的実務にも詳しい大村教授に、当制度に関わる論点を幅広く伺った。</p> <p>わが国において1960年代に宅地開発指導要綱などにより、デベロッパーに対し一定のインフラ整備負担等を求めたのと同様、ドイツにおいても、とくに東西統一による旧東独地域の開発において、デベロッパーへの負担を求める実務が先行していたものを、1998年建設法典において制度化し、全国的制度としたのが都市計画契約制度である。</p> <p>建設法典第11条による都市計画契約が典型であるが、他の法規定に基づくものも多数みられる。都市計画策定権限を有する市町村とデベロッパーとの間で締結され、市町村はデベロッパーに対し、計画策定業務、住宅建設、関連施設整備等の負担を求める代わりに、契約どおりの地区詳細計画（Bプラン）を策定し、開発権を与える。契約内容には、一定期限までの建築義務を盛り込むことが多く、これらにより、公的セクターにとっては、必要な財源の確保と費用の節約、事業の迅速化等の、デベロッパーにとっては、プロジェクトの早期実現、コストの節減に加え、開発権の獲得というメリットが得られる。</p> <p>契約内容には、公益性、公共性、適切性が求められ、事業に関連のない施設整備などを求めることはできない。一方で、建築義務の不履行等に対しては、違約金の支払い等が定められることがあるが、実際の強制力には疑問があるとされる。契約締結後、公的セクターには不合理な計画変更は認められないものの、契約どおりの計画策定が行われなかったとしても、デベロッパー側はこれに対する補償請求権を放棄するものとされる。また、この場合、1件ごとに条例形式で策定されるBプラン等は廃止されるべきであるが、実務レベルでは、市町村が制限価格での買取権を行使したり、計画を立て直したりして、事業を継続することが大半である。</p> <p>この他、建設法典第12条に基づくVEプラン制度があり、特定のプロジェクトを民間デベロッパー側が発意するための機能を果たしている。</p> <p>このような制度に対し、契約内容のうち、とくに、デベロッパ</p>

<p>一側の負担の内容については非公開とされるのが通例であり、民主制の後退と評する向きもある。また、開発需要の未だ高い成長都市においては、自治体側がデベロッパーに対して、相対的に多くの負担を求めうるのに対し、衰退的傾向を有する都市においては、むしろ域内企業をつなぎ留めておくために自治体側の負担が大きい内容となるなど、個別の契約内容は、それぞれの都市が置かれた事情により大きく異なることが指摘される。</p> <p>わが国においてはドイツと事情が異なり、もともと建築の自由度が高いため、総合設計などのボーナス制度の効果が疑問視されており、都市計画契約制度がそのまま機能するかどうかは明らかではない。また、マスタープランの段階から市民の参加機会が確保されているドイツに比べると、わが国において、当事者同士の合意を基本とする都市計画契約制度が民主的統制の下におかれる余地も多くなかと思われる。これらを踏まえ、計画内容の専門的チェックの仕組みの充実や、開発権の創出をめぐる公民の対等な役割分担の構築等が、わが国の課題として指摘しうるところである。</p> <p>質疑応答においては、工学的見地から彼の地における都市計画実務を強く意識した報告に対し、法学的見地との相互理解を深めるための議論が行われた。</p> <p>まず、大きな疑問として、契約という形式を用いることの意義が確認された。この点、実務上は「標準計画案」が定められているものの、内容における自由度が高いことと、開発権の付与に際して建築義務を課すことにより、都市計画の高い実現性を担保しうることにより集約されるように思われる。ただし、契約内容の非公開性による民主性の低下については懸念が示されるとともに、わが国への制度導入に当たっては、手続的整備が行われないと、行政指導よりも却って不透明性を助長することになりかねない、との指摘もなされた。一方で、契約内容の事前ルール化を行うことも、却って契約の画一化を招くとされ、ドイツにおいては、契約内容が公益性を有するか否かについては、多数の実務事例や判例の積み重ねにより、その外延が明らかとなっている、との紹介がなされた。</p> <p>開発利益の公共還元の見地も、都市計画契約によって、デベロッパーに一定の負担を求めることで盛り込みうる、とされる。</p> <p>都市計画契約が計画高権の変容をもたらしている、との指摘もなされた。これに対して報告者からは、形式的にはあくまでも市町村が計画策定権限を保持している、としながらも、都市間競争が激しく民間との効果的な連携を図るべき切実な必要性に鑑みれば、デベロッパーの意向を無視した計画策定はできず、実務上計画高権は揺らいでいる、と応答があった。</p>
--

	<p>さらに、契約締結とBプランの策定との関係についても議論が及び、これらにおける公益性の担保や、市民利益を誰が代表するか、あるいは、計画変更の可能性の確保などが議論された。この中で、契約締結とBプランの策定を並行して行うことで、その内容のすり合わせがされる、との実務が紹介された。</p> <p>背景となる専門領域が異なるうえ、議論がきわめて多岐にわたったため、一定の結論に収束するものではなかったが、一定の法制度に対する異なる視点同士の相互理解を深め、比較制度研究を活性化し発展をもたらす議論がなされたものである。(文責：山本寛英)</p>
<p>平成21年 11月13日(金) 14:00~17:30</p>	<p>島海 基樹 (首都大学東京大学院都市環境科学研究科准教授) 「都市計画の政策合成・一般市街地制御・地域間調整技術による景観街づくり」 科学研究費補助金基盤研究(A)「ネットワーク社会における都市空間のガバナンス—新たな実定法パラダイムの構築」主催</p> <p>現在、都市デザインにおいて、歩行者と自動車の関係を見直そうという動きが起こっている。ロードサイドビジネスによる景観破壊や、中心市街地における商店街の衰退は世界各地で見られ、ヒューマンスケールによる「歩いて暮らせる街づくり」へのシフトが生じている。商店街の衰退は見られるものの、日本ほどではないと思われるフランスに範をとり、その都市計画制度と運用の実態に関する詳細な報告を基に、都市計画における標記現代的課題の解決を模索する議論が行われた。</p> <p>フランスの都市計画制度は、基礎自治体による地域都市計画プラン(PLU)と、基礎自治体間協力公施設法人(EPCI)による広域一環スキーム(SCOT)が中心である。フランスの基礎自治体は、日本などより規模が小さく、都市計画を担い得ない場合もあるため、SCOTがより重要な位置を占める。SCOTには、大規模店舗の集中配置による税収を関係自治体間に配分する単一職業税制度が設けられており、自治体間の合意が得られやすい仕組みがとられている。</p> <p>また、SCOTは、単なるゾーニングの表示ではなく、整備や再生の方向付けを大まかに示すプログラムとしての内容を持ち、乱立する規制諸計画の一貫性を担保し、「計画なき土地に開発なし」の理念を強化する機能を担っている。</p> <p>一方、2000年都市連帯・再生法による都市政策も進められており、中でも、各自治体において社会住宅比率を20%にするという規制が行われている。これについては、課徴金制度も設けられており、社会住宅の供給財源となっている。</p> <p>基礎自治体が都市計画を持たない地域に対する全国的規制を定めるのが、都市計画全国規制(RNU)であり、原則として、既成市街</p>

	<p>地以外での開発や都市化は認められない。このため、とくにこれを許容する場合は、別段の都市計画が必要になるが、これをより簡易な、基礎自治体土地利用図で行うこともできる。</p> <p>具体的な都市計画の内容としては、誘導容積率制度や、街路に面した土地に対するいわば線的規制といえる転用制限、面的規制というべきゾーニングによる用途規制などが挙げられる。</p> <p>また、これらとは別に、出店規制としての機能を果たす商業都市計画制度が存在し、既存店への影響や環境・景観との関係、消費者保護などの観点から規制が行われる。当該規制においては県商業施設審議会の役割が大きく、20%程度が不許可となる実績があるが、その裁量を統制するための商業発展スキームの策定が義務付けられており、重要な役割を果たしている。このような商業都市計画制度は、大規模店舗の出店を規制して小規模店舗の商店街を保護する機能を果たしているが、ここでは、商店主の保護よりも、最終消費者の保護の観点がより重視されている。</p> <p>このような観点は、地域住居プログラム(PLH)による都市居住の推進においても見られ、市街地における最終消費者の確保の機能を担っている。具体的には、一定比率の社会住宅を確保するとともに、家賃を抑制してその分を消費に回し、景気を刺激する機能も果たしている。</p> <p>以上のような報告を基に、まず、生活圏の範囲と都市計画の範囲の不整合の問題に関心が持たれ、次いで、景観規制のあり方が議論された。景観保護は、本来、人の動線や生活のあり方と密接に関連するが、わが国の現行景観法がこれらと切り離されている問題点が指摘された。ただ一方で、切り離すことによって同法の制定が可能になったのであり、今後の「育て方」が重要であるとの認識も示された。</p> <p>その他にも、空洞化の進む中心市街地に住宅誘致ができないとか、駐車場の付置義務規定によって車中心の都市設計から抜け出せないといった、わが国における既存規制の弊害が指摘されるとともに、フランスにおける social mix の考え方を背景にした、手工業と住居との混在を認める方向での規制の変化が紹介された。また、フランスにおける事実上の独占委託による広告規制や、自転車道を整備する義務についても、議論がなされた。</p> <p>消費者保護の観点からされる出店規制についても、その具体的なあり方に興味を示されるとともに、誘導容積率の手法については、日仏におけるそもそもの規制の強弱に基づく問題点が指摘された。</p> <p>最後に、望ましい都市計画についての共有イメージは、何らかの単独の理由に起因するものではなく、各国の歴史や文化といった複</p>
--	---

	合的な要因が絡んでいるとの認識で、議論が結ばれた。(文責：山本寛英)
--	------------------------------------

(4) 競争法研究会

日時	報告内容
平成21年 11月22日(日) 9:00~17:50	『世界的金融恐慌時代の東アジア経済法の対応』 ・王 仁宏 (国立高雄大学創立学長) ほか ・顧 慶章 (前台湾駐WTO大使) ほか
平成21年 11月23日(月) 9:00~15:40	主催：東アジア経済法研究会 (東亞經濟法學會)、国立高雄大学法学院、台湾国際法学会、司法院、高雄市政府 共催：科学研究費基盤研究(A)「構造調整をふまえた東アジア経済法の新段階へ：共同体を先取りするモデル競争法の提言」 本研究会には、日本、韓国、台湾、香港、タイの各国・地域から研究者・実務家が参加した。二日間行われ、七部に分かれる。一日目には第一～第四セッションが開かれた。各セッションで報告者2～3名とコメンテータが報告を行った。 第一セッション(座長：黄宏楽教授)では、王仁宏教授より、WTO加盟後に台湾が直面した金融サービス業の合併問題に関する講演が行われた。第二セッション(座長：稗貫俊文教授)は、「金融不況と東アジア競争法」を共通テーマとし、栗田誠教授、Sakda Thantikul 教授より報告が行われた。第三セッション(座長：権五条教授)及び第四セッション(座長：陳榮隆教授)は、「東アジア競争法の現状と課題」を共通テーマとし、各国競争法が現在直面する課題が議論された。中山武憲教授より東アジア競争法における不正な取引方法規制について、林秀弥准教授より2009年日本独禁法改正について、顧廷棟副教授より台湾競争法における独占的地位の濫用規制について、Thomas Cheng 准教授より香港競争法草案の課題について、岡本直貴研究員より日本独禁法の域外適用問題について、申絃允教授より韓国競争法の域外適用問題について、それぞれ報告が行われた。 研究会二日目には、第五～第七セッションが開かれた。 第五セッション(座長：黄宗楽教授)では、顧慶章氏より、前台湾駐 WTO 大使としての経験を踏まえた WTO 交渉の経緯が報告された。第六セッション(座長：鈴木賢教授)は、「世界不況と国際機関」を共通テーマとし、川島富士雄准教授、李禮仲副教授より、金融危機においてWTO及び東アジア経済法が果たすべき役割が提示された。第七セッション(座長：栗田誠教授)は、「世界金融不況と競争法」を共通テーマとし、土田和博教授、林易典助理教授、許宣氏より、金融危機における日本・台湾・韓国の独占禁止法のあるべき執行体制が論じられた。

	討論の場では、金融経済危機の下においてこそ市場メカニズムを維持し、それを支える経済法制度が確立されるべきことが指摘された。しかし東アジア経済法を全体として見渡したとき、金融危機に対応する「経済法」とは具体的に何を指すのか、経済法の役割は「競争者の保護」なのか「競争の保護」なのかが、改めて問い直されることになるだろう。本研究会は、「世界的金融恐慌時代の東アジア経済法の対応」という問題意識を共有しながら、「経済法とは何か」という根本的な問題を再認識させる、貴重な機会となった。(文責：岡本直貴)
--	---

(5) 消費者法研究会

日時	報告内容
平成21年 9月5日(土) 14:00~17:30	・山本 顯治 (神戸大学大学院法学研究科教授) 「投資行動の消費者心理と勧誘行為の違法性評価」 ・若松 良樹 (成城大学法学部教授) 「コメント：ロックナー、ニュー・ディール、そして」 民事法研究会・科学研究費補助金基盤研究(B)金融法研究会共催 1. 山本報告は、近時増大している投資取引における勧誘を巡る問題を題材として、①投資勧誘過程においては、従来の民事責任法理の違法性評価の枠組みによっては認識し得ない、人間の認知・心理的バイアスが存していることを明らかにし、②その上でそれら認知バイアスを再度民事責任法理によってどのように汲み上げていくかについて検討を為すものである。 第一の点につき、社会心理学の知見たるカーネマンとトヴェルスキーによる「プロスペクト理論」を用いて、投資家の非合理的な投資行動の中に一定の共通して見られる不合理性 (systematic anomaly) が存していることを明らかにする。すなわち、左右非対称のS字型カーブを描く価値関数の形状故に、投資家は参照点依存性、損失回避性、感応度逓減性の3つの性質を持つところ、それらの性質の故に、投資家は、利得領域においてはいったん利益を出すと手仕舞いをしたが「リスク回避型」の性質を有し、他方、損失領域においてはいったん損失を出すと損失を確定することを嫌い不確実性に賭ける「リスクテイカー」へと変貌を遂げることを指摘する。 第二の点については、これら心理的バイアスを民事責任法理でどのように取り込むかについて、例えば、勧誘業者の行為の違法性評価に関与させる、あるいは過失相殺の際に投資家の過失を減ずる方向で考慮するといった幾つかの方向性が考えられるとする。そして、前者について、より具体的に、説明義務、適合性原則の法理を、契約開始時のみならず損失発生時においても機能する法理として構築

	<p>する可能性を呈示し、さらにプロスペクト的状况に着眼することによって初めていわゆる助言義務の意義が明確になることを明らかにした。</p> <p>2. 以上の山本報告に対する若松コメントは、プロスペクト理論に現れているように、投資家の合理的行動からの逸脱に一定のパターン・同調があること、そして、それを十分に予期した勧誘業者はそれにつけこむだけの合理性を有していること、以上の2つの条件が満たされるとき、もはやこの systematic anomaly を放置しておくことは妥当ではないとし、山本報告に賛同する。その上で、法学が、こうした systematic anomaly に対処していく際には、幾つかの注意点があると指摘し、自由放任主義でもなく、保護主義でもない、第三の方向が検討されるべきであるとコメントした。</p> <p>3. 以上の報告およびコメントを受けて、質疑においては、山本報告において採り上げられた判決について参照点が推移したのとして読み解くかどうかという点や、systematic anomaly を規制していく際には、民事だけでなく業規制によることも考えられるのではないかなど、活発な討論が為された。(文責：牧佐智代)</p>
--	---

(6) 法の経済分析研究会

日時	報告内容
平成21年 8月10日(月) 15:00~17:30	<p>座主 祥伸 (早稲田大学高等研究所助教)</p> <p>「法の特定性と legal origins : UNIDROIT 条約を使って」</p> <p>本報告は、条約起草機関 UNIDROIT が起草する国際取引に関する条約の批准選択を利用して、どのような環境のときにどの程度の法の特定性が望まれるのかについて実証的に考察するものである。その際には、法家族・legal origin (以下「LO」とする。)に応じて法制度の偏差が大きく、それらの法制度に応じて各国の金融市場等の経済的な結果に大きな影響を与えているため、本報告では、LO に注目して考察をする。本研究の目標は、条約内容が各国の批准にどのような影響を与えるかを考察することを通じて、条約起草機関に対しても含意を与えることである。本研究では、理論モデルを、(条約を批准するときの利益) = (便益) - (費用)、便益↑→利益↑ + 条約批准確率↑ or 費用↑→利益↓ + 条約批准確率↓と想定し、法の特定性との関係では、(特定性)↑→(便益)↑ or (特定性)↑→(費用)↑となる可能性をモデルに組み込む。また、条約締結の留保 (reservation) や宣言 (declaration) のコーディネーション費用の減少効果の可能性も組み込む。使用するデータは、LO、Log (GDP per capita) : (La Porta et. al, 2008)、条約の条文数・項文数・条約批准に関するデータ : UNIDROIT、条約が認めている留保・宣言の範囲 : UNIDROIT、</p>

	<p>UNIDROIT または UNCITRAL の条約に批准したことのある国に限定し、1970年以降 UNIDROIT が起草している条約を対象とする。法の特定性の代理指標として、条文数・項文数・条約数*項文数という変数を用いる。以上の条件から得られる法の特定性の効果は、以下の通りであった。すなわち、①法の特定性の効果：法の特定性の程度↑⇒批准確率↑、法の特定性が高いほど、相対的便益が大きい、②LOの比較：English Common Law における批准確率への限界効果 > French and German Civil Law における批准確率への限界効果、③一人当たり GDP での比較：一人当たりの GDP が低い国における批准確率 > 豊かな国における批准確率への限界効果。以上の結果を所与とすると、UNIDROIT が起草してきた条約における法の特定性の効果は、低い GDP でかつ Common Law の国にとって最も批准確率を高め、高い GDP でかつ Civil Law の国に対して批准確率を高める効果は最も弱い、という結果が得られた。(文責：永下泰之)</p>
平成21年 8月27日(木) 13:30~17:30	<p>田中 辰雄 (慶応義塾大学経済学部准教授)</p> <p>「私的コピーは被害を与えているのか？」</p> <p>知財法研究会共催</p> <p>本報告では、複数の実証分析により、私的コピーの存在が正規品の売り上げを減少させるとは言えないことが示され、また、私的コピーがユーザーにもたらす便益が推定された。以上の結果は、著作権保護の緩和が著作権者の便益を損なうことなくユーザーの便益を高め得ることを示唆している。本報告では更に、社会的便益を改善させるための政策対応について議論された。</p>
	<p>柳川 範之 (東京大学大学院経済学研究科准教授)</p> <p>「フリーコピーの経済学」</p> <p>本報告では、デジタル・コンテンツには純粋公共財的な性質があり、私的供給により十分な利潤を上げることは困難であるため、非デジタルの価値 (例えば、アニメのフィギュア、情報の編集サービス、ライブ活動、ユーザー・コミュニティなど) を付加し、また、利用情報を活用するようなビジネスモデルが必要となることが指摘された。また、前提として法整備が必要であることも指摘された。(文責：宮澤信二郎)</p>
平成21年 8月28日(金) 10:00~13:00	<p>柳川 範之 (東京大学大学院経済学研究科准教授)</p> <p>「排他的取引契約の影響」</p> <p>神戸大学エコノ・リーガル・スタディーズ (ELS) プロジェクト (科学研究費補助金・基盤研究(A)「経済的・社会的規制における市場の機能とその補正をめぐる法律学的・経済学的検討」) 共催</p> <p>改正独占禁止法で課徴金の対象となる排除行為のひとつである排</p>

	<p>他の取引契約に関する経済分析について報告がなされた。先行研究では、製造業者（川上企業）が流通業者（川上企業）に契約を提示する状況では社会的に非効率な排他的取引契約が結ばれないことが示されていたが、本報告では、流通業者（川下企業）が製造業者（川上企業）に契約を提示する状況では社会的に非効率な排他的取引契約が結ばれることが示された。（文責：宮澤信二郎）</p>
<p>平成21年 8月29日(土) 14:00～17:00</p>	<p>中川 晶比兒（北海道大学大学院法学研究科准教授） 「市場支配力を持つ共同行為者による正当化可能性・効率性と社会的便益」 経済法研究会共催</p> <p>本報告は、競争関係にある事業者が行う以下の行為に対する独禁法上の違法性判断基準について検討するものである。①複数競争者が経済目的で行う共同事業（日本では伝統的に業務提携と呼ばれる。）。②社会公共目的（安全性確保、環境保護目的など）で行われる共同事業。③以上の目的で事業者団体が行う行為。④共同出資会社の設立を通じて①②を行う場合。これらは講学上、「非ハードコアカルテル」と呼ばれてきた。非ハードコアカルテルであっても、競争の実質的制限であり、市場支配力を形成・維持・強化するものである。それゆえに、共同行為によって市場支配力を行使可能な状態にすることが問題とされている。こうした反競争的效果をもつ非ハードコアカルテルが、どのような場合に正当化されるか、が本報告の課題である。</p> <p>本報告では、1. 市場支配力を持つ共同行為者と効率性のトレードオフ、2. 社会的便益による正当化：環境保護の利益を素材に、の2点からの考察がなされた。</p> <p>1. では、「限界費用削減型の共同行為はいつ競争的行動を引き起こすか」、「新製品・技術の投入による正当化可能性」について、モデルを用いて論証がなされた。</p> <p>1. については、このモデルによる論証について、参加者から様々な質問・意見が提起されて、活発な議論が展開されたが、2. については、時間的制約のため、研究会を再度開催することとし、次回に持ち越された。（文責：永下泰之）</p>
<p>平成21年 9月24日(木) 15:00～17:00</p>	<p>加賀見 一彰（東洋大学経済学部准教授） 「ムダヅモ無き『法と経済学』改革」 神戸大学エコノ・リーガル・スタディーズ (ELS) プロジェクト（科学研究費補助金・基盤研究(A)「経済的・社会的規制における市場の機能とその補正をめぐる法律学的・経済学的検討」）共催</p> <p>本報告では、(1)法学者と経済学者が相手の学問との性格の差異に</p>

	<p>ついて十分に理解をしていなかったこと、および(2)法・法学の世界において、経済学を利用せずに通説的・標準的解釈を下すことがナッシュ均衡となっていたことにより、一部の法学者・経済学者による取組みが「ムダヅモ」と化していたと指摘された。その上で、特に、法・法学の学問的性格、学問・制度・実務における状況を把握した上で取り組むことが有効かつ必要であると述べられた。（文責：宮澤信二郎）</p>
<p>平成21年 10月24日(土) 14:00～17:00</p>	<p>京 俊介（大阪大学大学院法学研究科・日本学術振興会特別研究員 PD） 「著作権法改正の政治学的分析」</p> <p>本研究は、官庁・利益集団・政権党の戦略的相互作用に注目しながら、1970年に行われた著作権法全面改正に至る政治過程の事例分析を行うものである。すなわちどのような条件の下で、利益集団は官庁の政策形成に影響を及ぼし、自らが望む政策帰結を実現することができるのか、について、ゲーム理論に依拠して分析するものである。本研究からは、著作権法改正というロー・セイリアンス (low salience)、つまり、政治家が日常的に関心を持たない分野においても、利益集団による官庁への火災報知機型監視を通じて政治家の意向が反映されること、しかしその状況下でも利益集団と政治家にコストがかかることを利用して、官庁が戦略的に事故の選考に沿う政策を実現しうることが明らかとなる。</p> <p>本研究は、ゲーム理論によるモデル構築として、プレイヤーを官庁・利益集団・政治家とし、それぞれの「利益」、「コスト」を係数として、著作権法改正に絡む諸事例を分析する。</p> <p>上記の分析から得られる結論は、利益集団が影響力をもつか否かは、政策修正案から政権党が得られる利益とかかるコストと、利益集団が得られる利益とかかるコストの大小、それらを考慮する官庁の戦略的行動によって左右される、ということである。この結論から得られる含意は、政治家の政策形成への影響力につき、ロー・セイリアンスの政策分野でも、利益集団による火災報知機型監視を通じて影響力をもつこと、しかし、利益集団の「通報」コストと政治家の政策修正コストの存在は政治家の影響力を限定すること、さらに、審議会の位置づけとして、官庁が利益集団の政策選考やロビイング能力についての情報を集めるための機能を果たしている制度として理解できること、である。（文責：永下泰之）</p>